

2015年1月14日

お客様各位

四国労働金庫

ろうきん職員を装い、口座情報などを聞き出す犯罪にご注意ください

ろうきん職員を装って、お客さまの口座情報（口座番号・暗証番号等）を聞き出し、お客さまになりすまして、「ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）」の申込みを行い、不正送金を行う犯罪が確認されています。

ろうきん職員がお客さまの口座番号、キャッシュカードの暗証番号、ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）のご契約番号・第二暗証番号・パスワード等をお尋ねすることはありません。他人に絶対に教えないでください。
また、ろうきん職員がキャッシュカード、ろうきんダイレクトのご契約者カードをお預かりすることはありません。

【犯罪の手口（例）】

1. 警察官・市役所職員・NPO法人等を装って電話で預金口座（年金受取口座等）の金融機関情報を入手する。
2. 労働金庫に口座を保有すると回答したお客さまに、ろうきん職員を装って電話でお客さまから口座情報（口座番号・キャッシュカードの暗証番号等）を入手する。
3. ろうきんホームページから上記情報を利用してお客さまになりすまして、「ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）」の申込みを行う。
4. 後日、「ろうきんダイレクト」の「ご契約者カード」が届いたところに、再度、ろうきん職員を装って電話連絡し「ご契約者カード」に記載されているご契約情報（ご契約番号・第二暗証番号・パスワード等）を入手する。
5. 入手した情報を基に「ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）」を利用してお客さまの口座から不正に送金する。

ろうきん職員を名乗る不審な電話があった場合、お申込みした覚えがない「ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）」の「ご契約者カード」が届いた場合、万一お客さまの口座情報（口座番号・暗証番号等）を教えてしまった場合には、すぐにお取引店までご連絡ください。

以上